

## ○羽生市学校給食センター運営協議会規則

昭和38年9月30日

教育委員会規則第2号

改正 昭和44年5月1日教委規則第1号

昭和49年11月25日教委規則第2号

昭和56年7月1日教委規則第10号

平成元年7月11日教委規則第3号

平成17年12月16日教委規則第10号

平成20年3月19日教委規則第6号

平成23年6月9日教委規則第7号

平成28年6月23日教委規則第3号

令和2年3月25日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市附属機関設置条例（令和2年条例第1号）第4条の規定に基づき、羽生市学校給食センター運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、学校教育部学校教育課内に置く。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 羽生市立小・中学校（以下「学校」という。）の代表者
- (2) 学校の食育主任の代表者
- (3) 学校のPTAの代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 薬剤師
- (6) 公募による市民

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長2名を置く。

(選出)

第5条 協議会の会長は、第3条第1項第1号から第5号までの委員の中から互選により定める。

2 副会長は、会長の指名により定める。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、会議を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和38年9月30日から施行する。

附 則(昭和44年5月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年11月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月1日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年7月11日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月16日教委規則第10号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日教委規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月9日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月23日教委規則第3号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。